

ばんけい

教育ほつとにゅーす

かわら版

こ みち
教育の小径

No.102

2017 April

4月号

国士舘大学教授
北 俊夫先生

今月のひとば

そっ せん ずい ほん
率先垂範

人の先に立って進んで行動し、他人に模範を示すことです。宮城県石巻市では防災教育として、「率先ひなん者たれ」が実践されています。

新学習指導要領—構成と内容のポイント—

- 平成29年3月に告示される次期学習指導要領は、平成32年度から完全実施されます。完全実施に向けて、いまから遺漏のないよう準備したいものです。
- 今回の学習指導要領は、内容的にも大きな構造的な改革が行われています。各教科等の指導に当たっては、総則の内容を踏まえることが一層重要になります。

今月の
記念日ボーイスカウトの日
(4月13日)

ボーイスカウト日本連盟が発足した日です。また、創立75周年を迎えた1997年(平成9年)に、同連盟がホームページを開設した日でもあります。

改訂に至る経緯とこれから

今回の学習指導要領改訂のはじめの一步が踏み出されたのは、平成26年11月のことです。文部科学大臣が中央教育審議会(中教審)に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問しました。「教育課程の基準等」とは小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学習指導要領と幼稚園の教育要領を指しています。「在り方」とは今後の改訂の考え方や方向性のことです。

これを受けて、中教審は教育課程企画特別部会を設置し、専門的な審議を進めました。そして、平成27年8月に部会での審議の状況を「論点整理」として公表しました。概要は「教育の小径」(90号)で紹介しました。

その後、横串に当たる学校種ごとの部会と、縦串に当たる総則・評価特別部会や国語ワーキンググループなど、教科や教育課題ごとのワーキンググループを立ち上げ、より専門的な立場から審議をしてきました。そして、それぞれのグループやチーム等で話し合われてきたことを総合的にとりまとめたのが、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」です。平成28年8月に公表されました。「審

議のまとめ」は、大きく総論部分と各教科等関連部分から構成されています。後者では「各教科等における改訂の具体的な方向性」が示されました。

その後、昨年12月21日に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)が出されました。

これを受けて、各教科等の学習指導要領の改訂作業が進められてきました。このたび告示される学習指導要領はこうした経緯を経て作成されたものです。

これからの学校教育の基本理念や考え方をはじめ、総則や各教科などの学習指導要領の趣旨や内容を深く理解するためには、これまでに公表された各種の資料内容を合わせて読み解く必要があります。学習指導要領として示されたことは、氷山にたとえれば海面に出ている部分に当たります。水面下にある見えない部分にも重要な趣旨や意図や背景などが示されているからです。この部分についても目を通しておくことが学習指導要領の本質的な理解につながります。

小学校において新学習指導要領が完全実施されるのは、平成32年度(2020年度)からです。東京オリンピック・パラリンピックの年が新学習指

導要領の初年度になります。平成30年度と31年度は、完全実施にスムーズに移行できるようにするためのいわば準備期間(移行措置期間)です。

このことから、新学習指導要領の完全実施に向けて、各学校が本年度(平成29年度)に取り組むべき課題が明確になってきます。

1つは、新学習指導要領の趣旨や内容を理解するための研修を充実させることです。各地域の教育センターなどではそのための講座や研修会などが計画されるものと考えられます。

2つは、平成30年度から2年間実施される移行措置期間における特別の年間指導計画を作成することです。これは、文部科学省から発出される「移行措置要項」にもとづいて作成することになります。平成31年度までは現行学習指導要領が生きているわけですから、それにもとづかない特別な措置をすることになります。

新学習指導要領—構成上の特徴

今回の学習指導要領の改訂過程で重視されたことは、学習指導要領の構造的な改革を進めることでした。その主要なポイントは次の2つです。

その1つは、小学校と中学校と高等学校の一貫性と発展性が重視されてい

ることです。小中連携とか中高一貫とか、学校間の接続の問題がたびたび指摘されてきました。ところが、教科等によっては学校間の関連性が必ずしも明確になっていないものも見られました。今回の学習指導要領はそこにメスが入られたととらえることができます。具体的には、教科等の目標や内容の示し方が校種を越えて共通しているということです。

学校は社会人を育てるための準備教育をする場だといわれています。このことは、学校教育の主な出口である高等学校の卒業時までにはどのような子どもを育てるかということです。各校種を通して、1本の縦串を通したということは、よりよい社会の形成者を育てるといふ学校教育の役割を明確にしたものです。これからは、「社会への入口」（言い換えれば「学校から社会への出口」でもある）を意識した指導が求められます。

その2つは、各教科等の横並びを重視していることです。これまでは、教科の目標の構成要素や内容の示し方、評価の観点など、教科によってばらばらでした。それぞれの教科には、固有な歴史と特質があるという考え方にもとづいて、教科の立場が優先されてきました。今回は教科等の間に横串を1本通したといえます。

小学校の教科は、国語科や算数科のように言語や数字を扱う教科、社会科や理科のような内容を重視する教科、音楽科や図画工作科など情操が重視される教科など多様です。それぞれ教科には固有な特質があります。これまで歩んできた歴史も違いますが、今回はそれらを越えたところで揃えることを優先したものとと言えます。

縦串と横串を通して各教科等の学習指導要領が作成された背景には、平成19年6月に一部改正された学校教育法との関連性をあげることができます。学習指導要領は学校教育法施行規則にもとづいて作成されるものです。法的な一貫性を維持するためには、学校教育法第30条第2項に規定された学力を構成する3つの要素が、各教科等の学習指導要領においても1本筋が通っている必要があります。

学校教育法には、学力を構成する要素が基礎的な知識や技能、思考力、判断力、表現力などの能力、主体的に学ぶ学習態度と規定されています。これまでの学習指導要領では、教科によってその目標や内容がこれらの要素と大きく乖離しているものが見られました。

例えば国語科などはその典型です。

各校種、各教科等の学習指導要領の構成に共通するキーワードとして、「資質・能力」や「見方・考え方」をあげることができます。

まず、各教科等の目標や内容がいろいろ「資質・能力」の育成を目指しています。ここでの「資質・能力」とは「論点整理」などで「知識・技能」と「思考力、判断力、表現力」と「学びに向かう力・人間性」の3つから構成されるとされてきました。学校教育法の「学力の3要素」と深い関連があります。各教科等や学年の「目標」はこの3つを踏まえて改訂されています。「内容」はそのうち、前者の2つから構成されています。

各教科等の目標や内容が「資質・能力」の3つの側面から再構成されているということは、これからの学習評価において、これらの要素が評価の観点と一体になることを意味しています。教科によっては、評価の観点がかいままで大きく変わります。

各教科等の目標などに「見方・考え方」という用語が位置づけられています。これまでも社会科では「社会的な見方や考え方」、理科では「科学的な見方や考え方」と、一部の教科で示されてきました。新学習指導要領では、「言葉による見方・考え方」（国語科）、「数学的な見方・考え方」（算数科）、「造形的な見方・考え方」（図画工作科）などが見られます。

なお、これらの「見方・考え方」は養うことが目的ではなく、対象を見たり考えたりするときの「視点や方法」として身につけ、それらを使って、あるいは働かせて目標や内容を学びとらせるところに意味があります。「見方・考え方」は学習を深めるための手段であり道具だといえます。

新「総則」の役割と構成

学習指導要領は従来から、総則と各教科等から構成されてきました。学習指導要領が改訂されると、どうしても関心のある教科等や専門としている教科等に目が行きがちです。

「教科等を束ねる総則の意義が極めて重要になる」。このフレーズは先に紹介した「論点整理」に示されたものです。この趣旨は平成28年8月にとりまとめられた、同部会からの「審議のまとめ」にも踏襲されています。

現行学習指導要領との違いの1つは「総則」にあります。これまでの総則

には、教育課程編成の一般方針に加えて、授業時数の取扱いや各教科等の指導に共通する配慮事項などが示されてきました。総則の内容が、各教科等の学習指導要領を踏まえた格好になっていたわけでは

新学習指導要領では、学校教育を通じて育成すべき資質・能力や主体的・対話的で深い学び、カリキュラム・マネジメントの側面、各教科等において見方・考え方を働かせた学習指導といった新しい課題について示されています。さらに、学習評価の考え方についても総則に示されています。

このことは、学習指導要領の総則の構造（章立て）そのものが抜本的に変わり、総則のもつ意義と役割が一層重要になることを意味しています。総則の構成と内容が様変わりしているのが新学習指導要領の大きな特色です。背景には、文部科学省に“総則は学習指導要領の要である”との認識があります。「要」とは各教科等を束ねているということです。

各学校の教育課程全体を一軒の家にたとえれば、総則は「屋根」の部分にあたります。各教科等はそのもとに位置づく「柱」です。屋根はすべての柱としっかり結びついて、はじめて家としての体裁を成します。家にたとえた「教育課程」は、屋根（総則）と柱（各教科等）が一体になって構成されるものです。

こうした総則と各教科等の関係は、これまでもたびたび指摘されてきました。ところが、指導する教科等の学習指導要領に目を通すことはあっても、その前提に位置している総則の内容にはそれほど認識や関心が高くありませんでした。理解することの必要性も感じてこなかったのではないのでしょうか。若い教師からは「総則は管理職や教務主任が教育課程を編成する際に読むところではないのか」といった声もしばしば聞かれました。

総則のもつ重みが一層増すとは、すべての教師が授業の実施に当たって当該の教科等の学習指導要領だけでなく、総則についての理解を深め、総則の趣旨を踏まえた教科等の指導が求められるということです。新学習指導要領は、一人一人の教師が教育課程の編成・実施への参画意識をこれまで以上に強くもち、日々の教育活動や授業づくりを進めてほしいと、メッセージを発しているように思われます。

新学習指導要領は、「前文」で教育の目的や目標の達成を目指す教育課程

の意義や学習指導要領の果たす役割について示したあと、総則の内容の構成が次のように大きく改められました。

- 1 小学校教育の基本と教育課程の役割
- 2 教育課程の編成
- 3 教育課程の実施と学習評価
- 4 児童の発達の支援
- 5 学校運営上の留意事項
- 6 道徳教育に関する配慮事項

総則の各項目には、授業づくりに当たって新しい課題が示されています。

「総則」に見るキーワード

これからの各教科等の指導に当たって、共通的に課題になることは次のような課題です。

【社会に開かれた教育課程】

まずは「社会に開かれた教育課程」を編成・実施することです。

これまで「地域と一体になった学校づくり」とか「地域に開かれた教育活動」などといわれ、取り組んできました。いま改めて「社会に開かれた教育課程」が強調されているのはどうしてでしょうか。

それには、学校の役割とは何か問われていることがあります。言うまでもなく、学校は子どもたちに学力や体力をつけ、心を育てるところです。一人一人に居場所をつくり、楽しい学校生活を味わわせることが学校や教師に課せられた役割です。

さらに重要な役割は、身近な社会の課題に関心をもたせ、持続可能な社会の担い手を育てることにあります。社会の出来事に関心をもち、課題を見だし解決しようとする意欲や態度を育てるためには、学校の教育活動や授業が社会との接点をもっている必要があります。具体的には、地域の事象や人材、施設などを活用した授業を展開するとともに、子どもたちが学んだことを地域に還元するなど、地域と学校との双方向の関係をつくり、日々の教育活動を充実させることです。

学校と社会とが結びつくことによって、学校で学んだ知識と生活との融合が期待できます。学んだことを生かして、よりよい社会の形成に参画し貢献しようとする意欲や態度を養うことができます。これは、将来社会人として生かされる重要な資質・能力になるものです。

「社会に開かれた教育課程」が求め

られているのは、単に学校のためだけでなく、将来の社会の形成を見据えた社会人を育成することを目指しています。これからは、将来子どもが活躍する社会を見据えた教育課程を編成・実施することが期待されています。

【カリキュラム・マネジメント】

次は、「社会に開かれた教育課程」の視点にもとづいて「カリキュラム・マネジメント」を実現させることです。カリキュラム・マネジメントには次の3つの側面があります。

1つは、各教科等において学習内容を相互の関係でとらえるとともに、教科横断的な視点で目標達成に必要な他教科等の内容を組織的に配列することです。教科等内はもとより、教科等間や学年間の関連的な指導を展開することです。かつてこれに類似した取り組みとしてクロス・カリキュラムの実践がありました。ここでは主に環境教育や福祉教育といった教科横断的な教育課題が取り上げられました。

2つは、教育課程の編成、実施、評価を通して改善を図ることです。すなわちPDCAサイクルを確立させ、より質の高い目標の実現を目指すことです。

3つは、教育的に見て効果のある人的、物的な教育資源を効果的に活用することです。これは「社会に開かれた教育課程」を実現させるためにも重要な側面です。この側面は、地域に開かれた教育活動を展開し、地域とともに子どもたちの教育に当たるという気運の醸成にもつながるものです。

【主体的・対話的で深い学び】

次の課題は、アクティブ・ラーニングの視点にもとづいて、学習指導を改善・充実させることです。当初「主体的・協働的に学ぶ学習」と説明されてきましたが、ここでは「主体的・対話的で深い学び」と言い換えられています。「審議のまとめ」では、「主体的な学び」と「対話的な学び」と「深い学び」がアクティブ・ラーニングの視点だと説明されていました。表記の仕方が変化した経緯や理由は定かではありません。

先に紹介した「諮問」や「論点整理」などでは、「アクティブ・ラーニング」の用語が用いられてきましたので、「次期学習指導要領の改訂のキーワードだ」と言われましたが、ややトーンダウンした印象は否めません。

アクティブ・ラーニングの推進に当たっては、単に能動的な学習活動のみ

を求めるのではなく、その教科等の目標や内容を確実に習得させることが重要です。これが「深い学び」であり、「深まりのある学習」です。そのためには何のためなのかという目的を明確にもって問題解決的な学習を展開し、そのなかで子どもたちの言語活動を充実させることが一層重要になります。

【見方・考え方】

総則は、各教科等において「見方・考え方」を働かせて学習指導を充実させることを求めています。

そもそも「見方・考え方」とはどのようなものなのでしょうか。教科等の特質によってその説明の仕方は変わってきますが、社会科を例にすると、次のように考えることができます。

社会科では「社会的な見方・考え方」と言っています。これは社会や社会的事象を見たり考えたりするときの「追究の視点や方法」のことです。視点とは、時間軸や空間軸、社会システム軸（社会関係）のことです。こうした視点をもって見たり考えたりすると、社会や社会的事象をより深く理解することができるようになります。

方法とは、社会的事象を処理するときの手続きのことです。例えば、2つのことを比較する。複数の事象を結びつける。個々の事象を観点にもとづいて分類・整理する。具体的な事象をまとめるなどの方法が考えられます。こうした操作を取り入れることによって見えないもの（こと）が見えるようになります。社会科学習の質を深めることができます。操作活動を通して思考力、判断力が育ち、理解したことや思考・判断したことを書いたり話したりすることによって表現力の育成につながります。

前者は社会科に求められる固有な見方・考え方であるのに対して、後者はいずれの教科でも通用するものです。汎用性や一般性があります。見方・考え方をとらえるとき、その教科固有のものや教科共通のものがあると受けとめておくといよいでしょう。

以上のように、総則を読み解いていくと、新学習指導要領の総則には学校づくりや授業づくりの新しい課題が示されていることがわかります。これからの学校改善や授業改善に生かしていきたいものです。



学校の危機管理

遭遇する危機事象

学校は動いています。そこでの子どもたちは生きています。学校は常に変化している社会のなかにあります。毎日、何が起ころうとも不思議ではありません。当たり前でないことが起ころうのが学校です。

遭遇する可能性のある危機事象の1つに自然災害があります。これには事前の気象情報などによってある程度予知できるものと、突然やって来て予知ができないものがあります。前者は台風や豪雨、土砂がずれなどであり、後者は地震や火山の噴火などです。

不審者などの出没も危機事象です。可能性を予知することは難しいものです。いつどのように起ころうかわかりません。前ぶれを察知することはほとんどできません。

子どもが起こす事故も事案によっては危機事象になります。体育の時間に鉄棒から落下して頭を強く打った。給食の時間に突然嘔吐した。食物アレルギーを発症した場合などは、緊急かつ適切な対応が求められます。また、学校の行き帰りには交通事故に遭遇することもあります。事件や事故には教師も遭遇する可能性があります。

このように、子どもたちや教師が遭遇する危機事象にはじつにさまざまなものがあります。学校や教師は、起ころうる危機事象を可能な限り想定し、それに対する心構えをもっていることが重要です。想定外だったという言い訳はいまや許されません。

心構えとは被害を最小限にとどめるための予防策を取ることと、万が一発生（発症）したときの対応策をマニュアル化しておくことです。これは危機事象ごとに求められます。

教育の動向

学習指導要領の完全実施に向けて

このたびの新学習指導要領は、小学校において平成32年度（2020年度）から完全実施されます。東京オリンピック・パラリンピックの年です。まだ先のように思われますが、準備することはたくさんあります。

今年度になすべきことは2つあります。まず、新しい学習指導要領の趣旨を理解することです。各教育委員会は夏季休業日などに説明会を開催する計画でしょう。どこがどう変わったかだけでなく、なぜ変わったのかを合わせて理解することが重要です。これからの学校教育の考え方や方向性など今年

度から実施できることもあります。

学習指導要領の趣旨や内容を深く理解するために「解説」を活用します。発行の時期は不明ですが、文部科学省が都道府県等の教育委員会に説明するころには明らかになるでしょう。「解説」に法的拘束性ははありません。

次に、平成30年度と31年度は移行期間になりますから、それに向けた準備をします。移行期間中は現行の学習指導要領によりますが、完全実施にスムーズに移行するため特例措置が設けられます。各学校はまもなく発出される「移行措置要項」にもとづいて、各年度の年間指導計画を作成します。移行期間の教科書は現行のままです。そのため教科によっては新たな教材の開発が必要になる場合もあります。

シリーズ 研究授業の目 12のポイント 6

つぶやきを拾っているか

授業のなかで子どもたちはつねに頭を働かせています。何かを心で感じながら学んでいます。頭や心のなかで、何か変化が起きたとき、人間はだれでも表情を変えます。無意識のうちにつぶやくこともあります。

子どもたちの動きを観察し、小さな変化を敏感に感じ取っている教師は、一人一人を生かしています。授業のなかで出番をつくっています。

「いま、〇〇くんは何かつぶやいたね。そのことをもう少し大きな声でみんなに伝えてくれないかな」とか「〇〇さんはいま顔の表情を変えたね。どうして表情を変えたのかな」といった教師のリアクションは、その子どもを生かしているだけでなく、つぶやきの内容や表情を変えた理由を学級全体に

広げ、「もう1つの教材」として活用している姿です。

授業者は挙手した子どもを指名するだけでなく、つぶやきという「不規則な発言」や表情という「一過性の姿」を生かすことによって、授業に深まりが出てくることがあります。

かつて、兵庫県の八鹿小学校長を最後に勤めた東井義雄先生は、『村を育てる学力』（明治図書）という図書のなかで、次のように述べています。

「子どものつぶやきが聞こえる。それは、『小学校一級普通免許状』よりも、もっと大切な免許状なのだ。」

また、つぶやきの聞こえなくなった先生は、先生の資格があるとはいえない、とも述べています。

こうした先達の含蓄のある言葉を改めて噛みしめ、研究授業や日々の授業に望みたいものです。

INFORMATION

北俊夫先生の著書

定価：各950円+税

最新刊

だれでもできる
社会科
学習問題
づくりの
マネジメント



A5判 104ページ

こんなときどうする！
学級担任の
危機対応
マニュアル



A5判 96ページ

なぜ子どもに
社会科を
学ばせるのか



A5判 104ページ

言語活動は
授業をどう変えるか
—考え方と実践のヒント—



A5判 112ページ

編集後記

新しい教育のあるべき姿が示されました。我々もこれをしっかり読み解き、周辺情報を収集・整理して、ほんとうに有益適切な教材づくりを進めていきたいと思えます。（F記）



企画・編集：ぶんけい教育研究所
発行：株式会社文溪堂
発行日：2017年4月1日